

2.確認申請を必要とする既存昇降機の改修工事について

既存の昇降機の改修工事を行うにあたり、その改修工事の内容が以下のように重要な仕様の変更等を伴う場合は、原則として、確認申請を必要とする。

1. 既設エレベーターの改修

- ① 機械室を移設するとき。
- ② エレベーターを全部取り替えるとき。(乗場の戸、三方枠、レールのみを残す場合も全部取り替えとみなす。)
- ③ エレベーターの用途を変更するとき。
安全率が下位となる場合(人荷用→荷物用等)は特定行政庁に確認する。
- ④ 速度を変更するとき。
速度を上げる場合。(30m/min→45m/minの場合も含む)
- ⑤ 定員、積載量を変更するとき。
- ⑥ 乗場を増設(昇降行程を延長)するとき。
最上階、最下階乗場の増設。
中間階を増設する場合は特定行政庁に確認する。
- ⑦ 機種を変更するとき
油圧エレベーターから機械室なしエレベーター等。(既設流用機器がある場合も含む。)

2. 既設エスカレーターの改修

- ① 輸送能力を変更するとき。
速度を上げる場合。
- ② エスカレーターを入れ替えるとき。
- ③ エスカレーターを移設するとき。

3. 小荷物専用昇降機

- ① 前項1.を準用する。

4. その他

- ① 上記の場合は、昇降機等の「整理番号」は新たに採番される。
- ② 上記以外の確認申請を必要としない軽微な改修工事を行なう場合には、特定行政庁に「建築基準法第12条第5項による報告書(2)」(E-4^ホ-ジ)により、報告するものとする。

以 上